

浦情個審第4号

平成28年6月21日

浦安市長 松崎 秀樹 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 飯 田 稔

浦安市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年2月10日付け浦障事第758号による下記の諮問（第40号）について、別紙のとおり答申します。

記

「本年9月1日に市が社会福祉法人〇〇に求めた返還金、①特定地域活動支援センター経営事業費補助金 385,005 円②身体障がい者福祉センター指定管理料 756,800 円③障がい者等一時ケアセンター指定管理料 2,247,020 円④基幹相談支援センター委託料 1,391,400 円、⑤夜間安心訪問ヘルプサービス委託料 1,978,800 円の明細が分かるもの」の不開示決定に対する異議申立てについての諮問

別紙

諮問第 40 号

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、平成 27 年 12 月 8 日付け浦障事第 610 号で、異議申立人に通知した公文書不開示決定処分は、対象公文書の特定に誤りがあるため、本件処分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて対象公文書を特定した上で、開示又は不開示の決定を行うべきである。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 11 月 24 日、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対し、「本年 9 月 1 日に市が社会福祉法人〇〇に求めた返還金、①特定地域活動支援センター経営事業費補助金 385,005 円②身体障がい者福祉センター指定管理料 756,800 円③障がい者等一時ケアセンター指定管理料 2,247,020 円④基幹相談支援センター委託料 1,391,400 円、⑤夜間安心訪問ヘルプサービス委託料 1,978,800 円の明細が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 不開示決定

実施機関は、本件開示請求の対象公文書を同内容の別の開示請求で特定した「社会福祉法人〇〇平成 25 年度退職給与引当金明細書（修正前、修正後、修正訂正後）」（以下「本件対象公文書」という。）と判断した。この時、異議申立人との間で対象公文書の特定について、特に意思確認は行われていない。

その上で、本件対象公文書は、条例第 7 条第 3 号に該当するとして「法人の内部管理に関する情報であり、公にすることによって当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。」と理由を付し、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を平成 27 年 12 月 8 日付け浦障事第 610 号で異議申立人に通知した。

なお、本件処分時に、実施機関は、対象公文書名として異議申立人が用いた名称を使用して処分を行っているが、その後、当審査会に提出された実施機関

の不開示決定理由説明書により、本件対象公文書の本来の名称が明らかにされ、当審査会において実施機関が不開示決定理由の説明を行った際にもこれを用いているため、本答申においても、この判明した名称を用いるものとする。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 1 月 25 日、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 19 条第 1 項の規定により平成 28 年 2 月 10 日付け浦障事第 758 号で当審査会に諮問した。

第 3 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 本件開示請求は、平成 27 年 9 月議会で市議会議員の一般質問で、市が当該社会福祉法人へ多額の返還請求をしたことを知り、市民の税金の使われ方について疑義を感じたため、請求したものである。

(2) 社会福祉法第 24 条では、社会福祉法人は、経営の原則として、事業経営の透明性の確保を図らなければならないとあり、また、国でも社会福祉法人改革として、国民に対する説明責任を果たすことや透明性の確保から財務諸表、現況報告書などインターネットによる公表の義務付けされている。

さらに、社会福祉法人は、経営分析を可能にするとともに、外部の情報公開に資するものとして、より分かりやすい会計基準が求められていることから積極的に情報公開すべきである。

(3) 社会福祉法人という半公共的な事業においては、その資金の多くは市民の税金であり、その税金の使われ方は市民の監視の下に置かれているといっても過言ではない。今回の返還請求の内容を知ることは、市民として当然の権利である。もし、公文書に特定の個人名が記載されているのであれば、その部分を黒

塗りして開示すればよいだけである。

- (4) 実施機関が、不開示の理由とした条例第7条第3号「法人の正当な利益を害するおそれがある」について、正当な利益とあるが、具体的に何を指すか全く説明がなく、おそれがあるという抽象的な言葉で、市民の知る権利を閉ざすことは、情報公開制度の趣旨を完全に無視しており、市が保有する情報は、基本的には市民のものであり、原則開示すべきである。開示することで、具体的に何らかの権利が侵されることが明らかな場合のみ、不開示措置が正当化されるものである。

また、当該社会福祉法人の競争上の地位や事業活動が損なわれるおそれがあるとあるが、本件開示請求の内容は、当該社会福祉法人の事業内容のごく一部であり、このことが当該社会福祉法人の不利益をもたらすとは考えられない。

- (5) 実施機関が、補完的理由とした条例第7条第6号「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」について

「社会福祉法人監査は、社会福祉法第56条の規定に基づき、法人の運営状況について調査し、運営水準の向上のため必要に応じ助言、指導を行うものである。」とあるのは、行政の法人に対する処し方であり、そのことだけで情報を不開示にする理由に当たらない。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 条例第7条第3号ア・イ（法人等に関する情報）について

- (1) 平成25年度退職給与引当金明細書について

決算附属明細書は、財産目録、貸借対照表及び資金収支計算書及び事業活動収支計算書の内容を補足する重要な事項であり、当該法人の経営、経理、法人が事業活動を行うに当たって不可欠な金銭取引、物品等の調達、業務管理上必要な法人の取引情報などの内部管理に属する情報であり、この情報を開示すれば、財務状況を相当程度把握することができ、当該法人の競争上の地位や事業活動が損なわれるおそれがあるものである。

加えて、これらは、公にしないよう要請され提供されたものであり、当該法人では通常、一般に公にしないこととされているものである。

また、退職給与引当金は、職員に対して退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する退職金のうち、当該年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高として計上するものであり、明細表は、職員個人の給与と在職年数等を基に法人側が各事業で積立

てた金額が記載されているものである。

(2) 具体的内訳書類の開示について

社会福祉法人監査実施時に、法人側は、期首退職給与引当金明細表に誤りがあることから、当該年度で訂正した。このことから、市は内訳を示すよう改善の指摘を行った。

しかし、本件対象公文書は、誤りを訂正した具体的な内訳額の書類で、会計上は修正可能な誤りについて当該年度に修正した内容を示すこととなっている。

また、本件対象公文書（修正前）は、財務諸表を監査する際、決算のために作成していた書類を任意で提供を受けたもので、本件対象公文書（修正後）及び（修正訂正後）は、市がより詳細な内訳を明記するよう指示したものである。

これらの書類は、利用の仕方によっては、当該法人の事務処理能力、社会的評価など法人の名誉が損なわれる可能性があり、法人の利益を侵害するおそれがあるものである。

2 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）について（補完的理由）

社会福祉法人監査は、社会福祉法第56条の規定に基づき、法人の運営状況について調査し、運営水準の向上のため必要に応じ助言、指導を行うものである。法に基づく監査であるものの、監査にあたっては法人の理解と協力を得て進める必要があり、業務に支障のないように努めながら、効果的、効率的に実施する必要がある。

退職給与引当金明細書は、通常、一般に公にしないこととされているもので、当該社会福祉法人は、公表をしてはいないものである。市は監査の実施にあたり、効果的、効率的に実施するため、事前提出資料として提出を求めているものであり、本件対象公文書を開示した場合、当該社会福祉法人は開示を前提とした資料の提出に消極的になり、今後、事前提出ではなく現地での資料確認することにもなりかねず、監査を行う際の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の意見及び実施機関の説明等をふまえ、本件対象公文書を見分した上で本件処分について検討した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の特定について

本件開示請求の開示請求書には、「本年9月1日に市が社会福祉法人〇〇に求めた返還金、①特定地域活動支援センター経営事業費補助金 385,005 円②身体障がい者福祉センター指定管理料 756,800 円③障がい者等一時ケアセンター指定管

理料 2,247,020 円④基幹相談支援センター委託料 1,391,400 円、⑤夜間安心訪問ヘルプサービス委託料 1,978,800 円の明細が分かるもの」と記載されている。

しかしながら、本件対象公文書には、貸借対照表に計上するために勘定科目の大科目、中科目ごとに金額が記載されているだけで、異議申立人が本件開示請求で求めているそれぞれの返還金の明細が分かるものは記載されていない。

そこで、当審査会において、異議申立人に対し意見を聴取したところ、本件開示請求に対し、実施機関と開示請求者との間で、特に対象公文書の特定のための意思確認は行われていないということであった。したがって、異議申立人が求めているのは、本件開示請求に記載された文書そのものであり、この点に変更はないと解すべきである。

この結果、実施機関が対象として特定した本件対象公文書は、異議申立人が開示を求めた公文書に当たらない。

よって、本件処分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて対象公文書を特定した上で、開示又は不開示の決定を行うべきである。

2 不開示決定処分の理由付記について

条例第 11 条第 3 項では、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、その理由を記載した書面により通知をしなければならない旨を規定している。このように、不開示決定通知書に不開示の理由を付記すべきとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。

本件処分における不開示決定通知書には、開示することができない理由として、対象公文書は、条例第 7 条第 3 号に該当するためと記載されているが、条例第 7 条第 3 号ではア、イの区分があり、本件処分では、ア、イいずれに該当するかが記載されていない。

実施機関は、不開示決定理由説明において、ア、イそれぞれに該当すると説明したが、その場合は、ア、イそれぞれに該当する具体的な理由を記載する必要がある。

また、補完的理由として条例第 7 条第 6 号を追加する説明があったが、この点も、本来は、本件処分における不開示決定通知書に記載すべきものである。

しかしながら、これらについては、異議申立人が争っていないことから、本答申では判断しないが、実施機関においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

3 対象公文書を特定するための意思確認について

実施機関は、条例に基づく開示請求がされた場合、開示請求の対象公文書を特定するため、原則として請求人の意思を確認していると説明する。実際に、開示請求の内容が本件と同様である諮問第 39 号の案件については、対象公文書を特定するために、異議申立人の意思を確認している。

しかしながら、本件開示請求については、対象公文書の特定に関し、異議申立人の意思を特に確認することなく、本件開示請求の対象公文書も、諮問第 39 号に係る開示請求について特定した公文書であると判断したために、その対象公文書の特定を誤る結果となった。

本件においても異議申立人の意思を確認すべきであったのであり、実施機関においては、今後の対応において、この点についても留意すべきである。

4 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。